

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その2） 参考資料

目次

第1	消滅時効	1
1	債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点	1
2	定期金債権等の消滅時効	1
3	職業別の短期消滅時効等の廃止	1
4	不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）	2
5	生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効	2
6	時効の完成猶予及び更新	2
7	時効の効果	3
第2	多数当事者（保証債務を除く。）	4
1	連帯債務	4
2	連帯債務者の一人について生じた事由の効力等	4
	(1) 履行の請求（民法第434条関係）	4
	(2) 連帯債務者の一人による相殺（民法第436条関係）	4
	(3) 連帯債務者の一人に対する免除（民法第437条関係）	4
	(4) 連帯債務者の一人についての時効の完成（民法第439条関係）	5
3	破産手続の開始（民法第441条関係）	5
4	連帯債務者間の求償関係	6
	(1) 連帯債務者間の求償権（民法第442条第1項関係）	6
	(2) 連帯債務者間の通知義務	6
	(3) 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係（民法第444条本文関係）	6
	(4) 連帯の免除をした場合の債権者の負担（民法第445条関係）	7
5	不可分債務	7
6	連帯債権—連帯債権者の請求権等	7
7	連帯債務者の一人について生じた事由の効力等	7
	(1) 更改又は免除	7
	(2) 混同	8
	(3) 連帯債権—相対的効力の原則	8
8	不可分債権	8
第3	保証債務	9
1	保証債務の付従性（民法第448条関係）	9

2	主たる債務者の有する抗弁	9
3	保証人の求償権	9
	(1) 委託を受けた保証人の求償権（民法第459条関係）	9
	(2) 委託を受けた保証人の求償権（第460条関係）	10
	(3) 保証人の通知義務	10
4	連帯保証人に対する履行の請求の効力（民法第458条関係）	11
6	保証人保護の方策の拡充	11
	(1) 個人保証の制限	11
	(2) 契約締結時の情報提供義務	12
	(3) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務—保証人の請求による履行状況の情報提供義務	12
	(4) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務—主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務	13
第4	有価証券	13
1	指図証券	13
2	記名式所持人払証券	14
3	指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券	14
4	無記名証券	14
第5	債務引受	14
1	併存的債務引受	14
2	免責的債務引受の成立	15
3	免責的債務引受による引受けの効果	15
4	免責的債務引受による担保権等の移転	16
第6	契約上の地位の移転	16
第7	弁済	17
1	弁済の意義	17
2	第三者の弁済（民法第474条第2項関係）	17
3	弁済として引き渡した物の取戻し（民法第476条関係）	17
4	債務の履行の相手方（民法第478条・第480条関係）	17
5	代物弁済（民法第482条関係）	18
6	弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係）	18
7	弁済の充当（民法第488条から第491条まで関係）	18
8	弁済の提供（民法第492条関係）	19
9	弁済の目的物の供託（民法第494条から第498条まで関係）	19
10	弁済による代位	20
	(1) 任意代位及び法定代位（民法第499条・第500条関係）	20
	(2) 弁済による代位の効果（民法第501条前段関係）	20
	(3) 一部弁済による代位の要件・効果（民法第502条関係）	20
	(4) 担保保存義務（民法第504条関係）	21

(5) 担保保存義務違反の効果（民法第504条関係）	21
第8 相殺	21
1 相殺禁止の意思表示（民法第505条第2項関係）	21
2 不法行為債権を受働債権とする相殺の禁止（民法第509条関係）	22
3 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺（民法第511条関係）	22
4 相殺の充当（民法第512条関係）	22
第9 更改	23
1 更改の要件及び効果（民法第513条関係）	23
2 債務者の交替による更改（民法第514条関係）	23
3 債権者の交替による更改（民法第515条・第516条関係）	23
4 更改の効力と旧債務の帰すう（民法第517条関係）	24
5 更改後の債務への担保の移転（民法第518条関係）	24
第10 契約に関する基本原則	24
1 契約自由の原則	24
2 履行請求権の限界事由が契約成立時に生じていた場合の契約の効力	24
第11 第三者のためにする契約	25
1 第三者のためにする契約の成立等（民法第537条関係）	25
2 要約者による解除権の行使（民法第538条関係）	25

第1 消滅時効

1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

- 【中間試案第7、2 → 第74回会議（部会資料63）
→ 第79回会議（部会資料69A）
→ 第88回会議（部会資料78A）で審議】

○部会資料78A第2、1「債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」

民法第166条第1項及び第167条第1項の債権に関する規律を次のように改めるものとする。

債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

- (1) 債権者が権利を行使することができること及び債務者を知った時から5年間行使しないとき。
- (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

2 定期金債権等の消滅時効

【中間試案第7、3 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第1、2「定期金債権の消滅時効（民法第168条第1項関係）」

- (1) 民法第168条第1項前段の規律を次のように改めるものとする。

定期金の債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

- ア 債権者が各定期金を行使することができること及び債務者を知った時から10年間行使しないとき。
- イ 第1回の弁済期から20年間行使しないとき。
- ウ 最後に弁済があった時において未払となっている給付がある場合には、最後の弁済の時から20年間行使しないとき。
- エ 最後に弁済があった時において未払となっている給付がない場合には、次の弁済期から20年間行使しないとき。

- (2) 民法第168条第1項後段を削除するものとする。

○部会資料69A第1、3「職業別の短期消滅時効等の廃止」

- (2) 民法第169条を削除するものとする。

3 職業別の短期消滅時効等の廃止

【中間試案第7、1 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第1、3「職業別の短期消滅時効等の廃止」

- (1) 民法第170条から第174条までを削除するものとする。

4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）

- 【中間試案第7、4 → 第74回会議（部会資料63）
→ 第79回会議（部会資料69A）
→ 第88回会議（部会資料78A）で審議】

○部会資料78A第2、2「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）」

民法第724条の規律を次のように改めるものとする。

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき。

5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

- 【中間試案第7、5 → 第74回会議（部会資料63）
→ 第79回会議（部会資料69A）
→ 第88回会議（部会資料78A）で審議】

○部会資料78A第2、3「生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効」

人の生命又は身体の侵害による損害賠償の請求権について、特則として次の規律を設けるものとする。

- (1) 前記1(2)に規定する時効期間を20年間とする。
- (2) 前記2(1)に規定する時効期間を5年間とする。

6 時効の完成猶予及び更新

- 【中間試案第7、6及び7 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第1、6「時効の〔停止事由〕及び〔更新事由〕」

時効の中断事由（民法第147条ほか）及び停止事由に関して、同法第158条から第160条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。

(1) 裁判上の請求等

ア 次に掲げるいずれかの事由があったときは、その事由が終了した時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

- (ア) 裁判上の請求
- (イ) 支払督促
- (ウ) 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法若しくは家事事件手続法による調停
- (エ) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
- (オ) 強制執行、担保権の実行としての競売その他の民事執行

(カ) 仮差押え又は仮処分

イ 上記ア(ア)から(エ)までの場合において、権利が確定したときは、時効は、権利の確定時（上記ア(エ)の場合にあっては、破産手続、再生手続又は更生手続の終了の時）から新たにその進行を始める。

ウ 上記イの場合において、新たに進行を始める時効の期間は、10年より短い時効期間の定めがある権利であっても、10年とする。ただし、上記イに規定する権利の確定時において弁済期の到来していない債権については、この限りでない。

エ 上記ア(オ)の場合において、権利の満足に至らないときは、時効は、上記ア(オ)の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。ただし、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、その効力を生じない。

オ 上記ア(カ)及び(キ)の事由は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、上記ア及びエの規定による効力を生じない。

(2) 承認

ア 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

イ 上記アの承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

(3) 催告

ア 催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

イ 催告によって時効の完成が猶予されている間に行われた再度の催告は、上記アの規定による効力を有しない。

(4) 天災等による時効の〔停止〕

時効期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事象のため前記(1)ア(ア)から(オ)までの手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(5) 協議による時効の完成の猶予

当事者間で権利に関する協議を行う旨の〔書面による〕合意があったときは、次に掲げる期間のいずれかを経過するまでの間は、時効は、完成しない。

ア 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の〔書面による〕通知をした時から6か月

イ 上記合意があった時から1年

7 時効の効果

【中間試案第7、8 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第1、7「時効の効果」

消滅時効に関して、民法第145条を次のように改めるものとする。

時効期間が満了したときは、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）は、時効を援用することができる。

第2 多数当事者（保証債務を除く。）

1 連帯債務

【中間試案第16、1→第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第1、1「債務者が複数の場合」

民法第432条の規律を次のように改めるものとする。

債権の目的がその性質上可分である場合において、数人が連帯して債務を負担する旨の法令又は法律行為の定めがあるときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

2 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等

(1) 履行の請求（民法第434条関係）

【中間試案第16、3(1)→第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第1、2(1)「履行の請求（民法第434条関係）」

民法第434条を削除するものとする。

(2) 連帯債務者の一人による相殺（民法第436条関係）

【中間試案第16、3(2)→第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第1、2(2)「連帯債務者の一人による相殺（民法第436条関係）」

民法第436条の規律を次のように改めるものとする。

ア 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅するものとする。

イ 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度で、他の連帯債務者は、自己の債務の履行を拒絶することができるものとする。

(3) 連帯債務者の一人に対する免除（民法第437条関係）

【中間試案第16、3(2)→第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第1、2(3)「連帯債務者の一人に対する免除（民法第437条関係）」

ア 民法第437条の規律を次のように改めるものとする。
債権者が連帯債務者の一人に対して債務を免除する場合において、免除の効力がその連帯債務者の負担部分について他の連帯債務者の利益のためにも生ずる旨の意思を表示したときは、その意思に従う。

イ 債務の免除を受けた連帯債務者は、他の連帯債務者からの求償に応じたときであっても、債権者に対してその償還を請求することはできないものとする。

(4) 連帯債務者の一人についての時効の完成（民法第439条関係）

【中間試案第16、3(2)→第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第1、2(4)「連帯債務者の一人についての時効の完成（民法第439条関係）」

ア 民法第439条を削除するものとする。

イ 連帯債務者の一人のために時効が完成した場合において、その連帯債務者は、他の連帯債務者からの求償に応じたときであっても、債権者に対してその償還を請求することはできないものとする。

(5) 相対的効力の原則（民法第440条関係）

【中間試案第16、3(2)→第77回会議（部会資料67A、B）で審議】

○部会資料67A第1、2(5)「相対的効力の原則（民法第440条関係）」

民法第440条の規律を次のように改めるものとする。

連帯債務者の一人について生じた事由は、民法第438条、前記(3)に規定する場合を除き、他の連帯債務者に対してその効力を生じないものとする。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

○部会資料67B第1、1「更改の取扱い」

(1) 連帯債務者の一人との間で更改があった場合に、他の連帯債務者の債務が消滅するという民法第435条の規律を改め、更改を相対的効力事由にするという考え方があるが、どのように考えるか。仮に相対的効力事由にする場合に、更改の当事者の意思によって、他の連帯債務者の債務を消滅させることができることとするかどうかについて、どのように考えるか。

(2) (略)

3 破産手続の開始（民法第441条関係）

【中間試案第16、3(3)→第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第1、3「破産手続の開始（民法第441条関係）」

民法第441条を削除するものとする。

4 連帯債務者間の求償関係

(1) 連帯債務者間の求償権（民法第442条第1項関係）

【中間試案第16、4(1)→第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第1、4(1)「連帯債務者間の求償権（民法第442条第1項関係）」

民法第442条を次のように改めるものとする。

ア 連帯債務者の一人が自己の負担部分を超えて弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、共同の免責を得るために支出した金銭その他の財産の額（当該財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、共同の免責を得た額）のうち自己の負担部分を超える部分に限り、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

イ 上記アによる求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利率及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

(2) 連帯債務者間の通知義務

【中間試案第16、4(2)→第77回会議（部会資料67B）で審議】

○部会資料67B第1、2「連帯債務者間の通知義務（民法第443条関係）」

連帯債務者間の通知義務を廃止し、事後通知の先後によって免責行為の有効性を判断することとする場合には、通知が一部の連帯債務者のみに対して行われた場合の処理や、免責行為をしなかつた連帯債務者に対する求償の要件などが問題になると思われるが、これらの点についてどのように考えるか。

連帯債務者間の通知義務を存置する場合には、その要件について見直しの必要があるかどうか問題になるが、どのように考えるか。

(3) 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係（民法第444条本文関係）

【中間試案第16、4(3)→第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第1、4(2)「負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係（民法第444条本文関係）」

民法第444条を次のように改めるものとする。

ア 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。

イ 上記アの場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、平等の割合で分割して負担する。

ウ 上記ア及びイにかかわらず、求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に

対して分担を請求することができない。

(4) 連帯の免除をした場合の債権者の負担（民法第445条関係）

【中間試案第16、4(4)→第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第1、4(3)「連帯の免除をした場合の債権者の負担（民法第445条関係）」

民法第445条を削除するものとする。

5 不可分債務

【中間試案第16、5→第77回会議（部会資料67A、B）で審議】

○部会資料67A第1、5「不可分債務」

(1) 連帯債務の規定（第438条を除く。）は、債務の内容がその性質上不可分である場合について準用するものとする。

(2) 数人の債務者が不可分債務を負担する場合において、債権の目的がその性質上可分になったときは、各債務者は、その負担部分についてのみ履行の責任を負う。ただし、当事者は、債務者が連帯債務を負担する旨の合意をすることができる。

○部会資料67B第1、1「更改の取扱い」

(1) (略)

(2) 不可分債務者の一人との間で更改があった場合の他の不可分債務者に対する効力については、連帯債務と同様に扱うことが考えられるが、どのように考えるか。

6 連帯債権—連帯債権者の請求権等

【中間試案第16、8→第77回会議（部会資料67B）で審議】

○部会資料67B第1、3「不可分債権及び連帯債権」

中間試案で示されている連帯債権に関する規定は、これに不可分債権と同様の規律が妥当し、不可分債権との異同はその内容が性質上不可分であるかどうかによるとされる。同様の規律が妥当するのに、現在のように意思表示による不可分債権の制度が用意されているだけでは足りず、このような連帯債権概念を設けるべき実際上の必要性として、どのようなことが考えられるか。

(略)

7 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等

(1) 更改又は免除

【中間試案第16、8→第77回会議（部会資料67B）で審議】

○部会資料67B第1、3「不可分債権及び連帯債権」

(略)

連帯債権について、不可分債権に関する民法第429条第1項を適用することの適否について、どのように考えるか。

(2) 混同

【中間試案第16、8】

○中間試案第16、8「連帯債権」

連帯債権に関する規定を新設し、次のような規律を設けるものとする。

(1) (略)

(2) 連帯債権者の一人と債務者との間に更改、免除又は混同があった場合においても、他の連帯債権者は、債務の全部の履行を請求することができるものとする。この場合に、その一人の連帯債権者がその権利を失わなければ分与される利益を債務者に償還しなければならないものとする。

(3) (略)

(3) 連帯債権—相対的効力の原則

【中間試案第16、8】

○中間試案第16、8「連帯債権」

連帯債権に関する規定を新設し、次のような規律を設けるものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 上記(2)の場合のほか、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じないものとする。

8 不可分債権

【中間試案第16、6及び9】

○中間試案第16、6「債権者が複数の場合」

(1) (略)

(2) 同一の債権について数人の債権者がある場合において、当該債権の内容がその性質上不可分であるときは、各債権者は、不可分債権を有するものとする。

○中間試案第16、9「不可分債権」

(1) 民法第428条の規律を改め、数人が不可分債権を有するときは、その性質に反しない限り、連帯債権に関する規定を準用するものとする。

(2) 民法第431条のうち不可分債権に関する規律に付け加えて、不可分債権の内容がその性質上可分となったときは、当事者の合意によって、これを連帯債権とすることができるものとする。

第3 保証債務

1 保証債務の付従性（民法第448条関係）

【中間試案第17、1 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第2、1「保証債務の付従性」

民法第448条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。
- (2) 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。

2 主たる債務者の有する抗弁

【中間試案第17、2 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第2、2「主たる債務者の有する抗弁（民法第457条第2項関係）」

民法第457条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生ずる。
- (2) 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができるものとする。
- (3) 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者が主たる債務の履行を免れる限度で、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができるものとする。

3 保証人の求償権

(1) 委託を受けた保証人の求償権（民法第459条関係）

【中間試案第17、3(1) → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第2、3「委託を受けた保証人の求償権（民法第459条・第460条関係）」

(1) 民法第459条の規律を次のように改めるものとする。

ア 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、共同の免責を得るために支出した金銭その他の財産の額（当該財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、共同の免責を得た額）について、主たる債務者に対して求償権を有する。

イ 第442条第2項の規定は、アの場合について準用する。

ウ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人が主たる債務の履行についての期限が到来する前に弁済をし、その他自己

の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、主たる債務者は、主たる債務の履行についての期限が到来した後に、債務が消滅した当時利益を受けた限度において、(ア)の求償に応ずれば足りる。

エ ウの場合においては、求償は、主たる債務の履行についての期限以後の法定利率及びその期限以後に履行したとしても避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

(2) (略)

(2) 委託を受けた保証人の求償権（第460条関係）

【中間試案第17、3(1) → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第2、3「委託を受けた保証人の求償権（民法第459条・第460条関係）」

(1) (略)

(2) 民法第460条第3号を削除するものとする。

(3) 保証人の通知義務

【中間試案第17、3(2) → 第77回会議（部会資料67B）で審議】

○部会資料67B第2、1「保証人の通知義務及び求償の範囲」

1 保証人の通知義務については、次のとおりの措置を講ずることが考えられるが、どのように考えるか。

(1) 委託を受けた保証人の事前通知については、連帯債務者の事前通知の議論を踏まえ、これと同様の規定を設けるものとする。

(2) 委託を受けない保証人の事前通知（民法第463条第1項による同法第443条第1項の準用）を廃止するものとする。

(3) 主債務者の意思に反して保証をした保証人の事後通知（民法第463条第1項による同法第443条第2項の準用）を廃止するものとする。

2 保証人の求償の範囲については、次のような規律を設けることが考えられるが、どのように考えるか。

(1) 民法第462条第1項に次の規定を加える。

民法第462条第1項の場合において、主たる債務者が、その当時以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

(2) 民法第462条第2項に次の規定を加える。

民法第462条第2項前段の場合において、主たる債務者が、保証人が自己の財産をもって免責を得た後求償の日以前に自己の財産をもって免責を得たことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、主たる債務者に対する当該財産の返還債務の履行を請求することができる。

4 連帯保証人に対する履行の請求の効力（民法第458条関係）

【中間試案第17、4 → 第77回会議（部会資料67Aで審議）】

○部会資料67A第2、4「連帯保証人に対する履行の請求の効力（民法第458条関係）」

連帯債務者の一人に生じた事由の効力に関する規定は、連帯保証人に生じた事由について準用するものとする。

6 保証人保護の方策の拡充

(1) 個人保証の制限

【中間試案第17、6(1) → 第80回会議（部会資料70A）

→ 第86回会議（部会資料76A）

→ 第88会議（部会資料78A）で審議】

○部会資料78A第3、1「個人保証の制限」

個人保証の効力に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

(1) 主たる債務者が事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は根保証契約であってその主たる債務の範囲に主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務が含まれるものは、保証人が法人又は次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

ア 主たる債務者が法人その他の団体である場合のその理事、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者

イ 主たる債務者が法人である場合のその総社員又は総株主の議決権の過半数を有する者

ウ 主たる債務者が個人である場合の主たる債務者と共同して事業を行う者又は主たる債務者の配偶者（主たる債務者が行う事業に従事しているものに限る。）

(2) 主たる債務者が事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は根保証契約であってその主たる債務の範囲に主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務が含まれるものの保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約は、保証人が法人又は上記(1)各号に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

(3) 保証契約の締結に先立ち、次に掲げる方式に従った公正証書が作成されていたときは、当該保証契約に関しては、上記(1)及び(2)は、適用しない。

ア 保証人になろうとする者が、次に掲げる事項を公証人に口授すること。

(ア) 保証人は主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うことを理解していること。

(イ) 連帯保証である場合には、連帯保証人は催告の抗弁、検索の抗弁及び分別の利益を有しないことを理解していること。

- (ウ) 主たる債務について保証契約を締結する意思を有していること。
- イ 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- ウ 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した上、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- エ 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

(2) 契約締結時の情報提供義務

【中間試案第17、6(2) → 第80回会議（部会資料70A）

→ 第86回会議（部会資料76A）で審議】

○部会資料76A第2、2「契約締結時の情報提供義務」

契約締結時の情報提供義務に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

- (1) 事業のために債務を負担する者がその債務について保証を委託するときは、委託を受ける者（法人を除く。）に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。
 - ア 資産及び収入の状況
 - イ 主たる債務以外に負担している債務の有無、額及び履行状況
 - ウ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- (2) 主たる債務者が上記(1)の説明をせず、又は虚偽の説明をしたために委託を受けた者が上記(1)各号に掲げる事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者が上記(1)の説明をせず、又は虚偽の説明をしたことを債権者が知り、又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

(3) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務—保証人の請求による履行状況の情報提供義務

【中間試案第17、6(3) → 第80回会議（部会資料70A）

→ 第86回会議（部会資料76A）で審議】

○部会資料76A第2、3「主たる債務の履行状況に関する情報提供義務」

請求による履行状況の情報提供義務について、次のような規定を新たに設けるものとする。

債権者は、委託を受けた保証人から請求があったときは、保証人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

- (1) 主たる債務についての不履行の有無

(2) 履行期が到来した元本、利息及び遅延損害金の額（既払額を除く。）

(4) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務—主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

【中間試案第17、6(3) → 第80回会議（部会資料70A）
→ 第86回会議（部会資料76B）
→ 第88回会議（部会資料78A）で審議】

○部会資料78A第3、2「主たる債務の履行状況に関する情報提供義務—主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務」

(1) 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、主たる債務者がその利益を失ったときは、債権者は、保証人（法人を除く。）に対し、主たる債務者がその利益を失ったことを知った時から〔2か月以内〕に、その旨を通知しなければならない。

(2) 債権者は、上記(1)の通知をしなかったときは、保証人（法人を除く。）に対し、主たる債務者が期限の利益を失った時からその旨の通知をした時まで生じた遅延損害金（期限の利益を失わなかったとしても生じていた遅延損害金は除く。）につき保証債務の履行を請求することができない。

第4 有価証券

【中間試案第19 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第2、1「総論」

民法第469条から第473条まで、第86条第3項、第363条及び第365条の規律に代えて、後記2から5までのように、有価証券に関する規律を整備するものとする。

1 指図証券

【中間試案第19、1 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第2、2「指図証券」

(1) ア 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じないものとする。

イ 指図証券の譲渡の裏書の方式、裏書の連続による権利の推定、善意取得及び善意の譲受人に対する抗弁の制限については、現行法の規律（商法第519条、民法第472条）と同旨の規律を整備するものとする。

ウ 指図証券を質権の目的とする場合については、ア及びイに準じた規律を整備するものとする。

(2) 指図証券の弁済の場所、履行遅滞の時期及び債務者の免責については、現行法の規律（商法第516条第2項、第517条、民法第470条）と同旨の規律を整備するものとする。

(3) 指図証券の公示催告手続については、現行法の規律（民法施行法第57条、商法第518条）と同旨の規律を整備するものとする。

2 記名式所持人払証券

【中間試案第19、2 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第2、3「記名式所持人払証券」

- (1) ア 記名式所持人払証券（債権者を指名する記載がされている証券であって、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ。）の譲渡は、譲受人にその証券を交付しなければ、その効力を生じないものとする。
- イ 記名式所持人払証券の占有による権利の推定、善意取得及び善意の譲受人に対する抗弁の制限については、現行法の規律（商法第519条等）と同旨の規律を整備するものとする。
- ウ 記名式所持人払証券を質権の目的とする場合については、ア及びイに準じた規律を整備するものとする。
- (2) 記名式所持人払証券の弁済及び公示催告手続については、前記2(2)及び(3)に準じた規律を整備するものとする。

3 指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券

【中間試案第19、3 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第2、4「前記2及び3以外の記名証券」

- (1) 債権者を指名する記載がされている証券であって、指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものとする。
- (2) (1)の証券の公示催告手続については、前記2(3)に準じた規律を整備するものとする。

4 無記名証券

【中間試案第19、4 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第2、5「無記名証券」

無記名証券の譲渡、弁済等については、記名式所持人払証券に準じた規律を整備するものとする。

第5 債務引受

1 併存的債務引受

【中間試案第20、1 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第3、1「併存的債務引受」

- (1) 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担するものとする。
- (2) 併存的債務引受は、引受人と債権者との間で引受人が上記(1)の債務を負担する旨の合意をすることによってするものとする。
- (3) 上記(2)のほか、併存的債務引受は、引受人と債務者との間で引受人が上記(1)の債務を負担する旨の合意をすることによってもすることができるものとする。この場合において、引受人は、債権者が引受人に対して承諾の意思表示をした時にその債務を負担するものとする。
- (4) 上記(3)の合意によってする併存的債務引受は、この1の規律のほか、第三者のためにする契約の規律（後記第5参照）に従うものとする。
- (5) 引受人は、併存的債務引受により負担する自己の債務について、その効力を生じた時に債務者が有する抗弁をもって、債権者に対抗することができるものとする。
- (6) 債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、引受人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができるものとする。この場合において、債務者が相殺権を有するときに引受人が債務の履行を拒むことができるのは、債務者の負担部分に限られるものとする。

2 免責的債務引受の成立

【中間試案第20、2 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第3、2「免責的債務引受」

- (1) 免責的債務引受によって、引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れるものとする。
- (2) 免責的債務引受は、引受人が上記(1)の債務を負担するとともに債務者がその債務を免れる旨を引受人と債権者との間で合意することによってするものとする。この場合においては、債権者又は引受人がその合意があった旨を債務者に対して通知をした時に、引受人が債権者に対して債務を負担し、債務者は自己の債務を免れるものとする。
- (3) 上記(2)の合意によってする免責的債務引受によって債務者に損害が生じたときは、債権者は、その損害を賠償しなければならないものとする。
- (4) 上記(2)のほか、免責的債務引受は、引受人が上記(1)の債務を負担するとともに債務者が自己の債務を免れる旨を引受人と債務者との間で合意し、債権者が引受人に対してこれを承諾することによってもすることができるものとする。この場合においては、債権者が承諾をした時に、引受人が債権者に対して債務を負担し、債務者は自己の債務を免れるものとする。

3 免責的債務引受による引受けの効果

【中間試案第20、3 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第3、3「免責的債務引受による引受けの効果」

- (1) 前記2(1)により債務を負担した引受人は、その債務を履行した場合であっても、債務者に対して求償することができないものとする。
- (2) 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力を生じた時に債務者が有していた抗弁をもって、債権者に対抗することができるものとする。
- (3) 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができるものとする。

4 免責的債務引受による担保権等の移転

【中間試案第20、4 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第3、4「免責的債務引受による担保権等の移転」

- (1) 前記2(1)により消滅する債務を担保する担保権及び保証がある場合には、債権者は、これらを引受人が負担する債務を担保するものとして移すことができるものとする。
- (2) 上記(1)の担保の移転は、免責的債務引受と同時に引受人に対してする意思表示によってしなければならないものとする。
- (3) 上記(1)の担保権を供している者が引受人以外のものである場合には、その者の承諾を得なければならないものとする。
- (4) 保証人が上記(1)により引受人が負担する債務を履行する責任を負うためには、保証人が、その責任を負う旨の承諾をすることを要するものとする。
- (5) 上記(4)の承諾は、書面でなければならないものとする。
- (6) 上記(4)の承諾がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その承諾は、書面によってされたものとみなして、上記(5)を適用するものとする。

第6 契約上の地位の移転

【中間試案第21 → 第83回会議（部会資料74A）で審議】

○部会資料74A第2「契約上の地位の移転」

次のような規律を新たに設けるものとする。

契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方が当該譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、当該第三者に移転する。

第7 弁済

1 弁済の意義

【中間試案第22、1 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第3、1「弁済の意義」

債務が履行されたときは、その債権は、弁済によって消滅するものとする。

2 第三者の弁済（民法第474条第2項関係）

【中間試案第22、2 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第3、2「第三者の弁済（民法第474条関係）」

民法第474条第2項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 民法第474条第1項の規定により弁済をしようとする第三者が弁済をするについて正当な利益を有する者でないときは、債権者は、その受領を拒むことができる。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知ったときは、この限りでない。
- (2) 債権者が上記(1)によって第三者による弁済の受領を拒むことができるにもかかわらず弁済を受領した場合において、その弁済が債務者の意思に反したときは、その弁済は、無効とする。

3 弁済として引き渡した物の取戻し（民法第476条関係）

【中間試案第22、3 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第3、3「弁済として引き渡した物の取戻し（民法第476条関係）」

民法第476条を削除するものとする。

4 債務の履行の相手方（民法第478条・第480条関係）

【中間試案第22、4 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第3、4「債務の履行の相手方（民法第478条、第480条関係）」

- (1) 民法第478条の規律を次のように改めるものとする。
 - ア 債務の履行は、次に掲げる者のいずれかに対してしたときは、弁済としての効力を有する。
 - (ア) 債権者
 - (イ) 債権者が弁済を受領する権限を与えた第三者
 - (ウ) 法令の規定により弁済を受領する権限を有する第三者
 - イ 上記アに掲げる者（以下「受領権者」という。）以外の者〔であって受領権者としての外観を有するもの〕に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。
- (2) 民法第480条を削除するものとする。

5 代物弁済（民法第482条関係）

【中間試案第22、5 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第3、5「代物弁済（民法第482条関係）」

民法第482条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 債務者が、債権者との間で、その負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、債務者が当該他の給付をしたときは、当初負担した給付に係る債権も、消滅する。
- (2) 上記(1)の契約がされた場合であっても、債務者が当初負担した給付をしたときは、他の給付に係る債権も、消滅する。

6 弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係）

【中間試案第22、6 → 第80回会議（部会資料70A、70B）で審議】

○部会資料70A第3、6「弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係）」

- (1) 民法第483条を削除するものとする。
- (2) 弁済の時間に関して、以下の規定を付け加えるものとする。
法令又は慣習により取引時間の定めがある場合には、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。
- (3) 民法第486条の規律を次のように改めるものとする。
ア 弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる。
イ 弁済をする者は、弁済の提供をして、受取証書の交付を請求することができる。この場合においては、その交付を受けるまでは、弁済を拒むことができる。

○部会資料70B第1、1「預金口座への振込みによる弁済」

預金口座への振込みによる弁済に関する規律を民法に設けることの当否について、現代における債務の履行の方法として極めて重要であり規定を設ける必要があるとの指摘がある一方で、その効力発生時期について一律に決するのは適当ではなく、解釈に委ねるべきであるとの指摘があることを踏まえ、どのように考えるか。

7 弁済の充当（民法第488条から第491条まで関係）

【中間試案第22、7 → 第80回会議（部会資料70A、70B）で審議】

○部会資料70A第3、7「弁済の充当（民法第488条から第491条まで関係）」

民法第488条から第491条までの規律を次のように改めるものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかの場合に該当し、かつ、弁済をする者がその債務の全

部を消滅させるのに足りない給付をした場合において、当事者間に充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い充当するものとする。

ア 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする数個の債務を負担する場合（下記ウに該当する場合を除く。）

イ 債務者が一個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合（下記ウに該当する場合を除く。）

ウ 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする数個の債務を負担する場合において、そのうち一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきとき。

(2) 上記(1)アに該当する場合において、上記(1)の合意がないときに適用される規定として、民法第488条及び第489条と同旨の規定を設ける。

(3) 上記(1)イに該当する場合において、上記(1)の合意がないときに適用される規定として、民法第491条と同旨の規定を設ける。

(4) 上記(1)ウに該当する場合において、上記(1)の合意がないときは、まず上記(3)の規律に従う。この場合において、数個の債務の費用、利息又は元本のうちいずれかの全部を消滅させるのに足りないときは、上記(2)の規律に従う。

(5) 一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、上記(1)から上記(4)までの規定を準用する。

8 弁済の提供（民法第492条関係）

【中間試案第22、8 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第3、8「弁済の提供（民法第492条関係）」

民法第492条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 債務者は、弁済の提供の時から、債務の履行をしないことによって生ずべき責任を免れる。

(2) 中間試案第11、1によれば契約の解除をすることができる場合であっても、債務者が弁済の提供をしたときは、債権者は、契約の解除をすることができない。

9 弁済の目的物の供託（民法第494条から第498条まで関係）

【中間試案第22、9 → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第3、9「弁済の目的物の供託（民法第494条から第498条まで関係）」

(1) 民法第494条の規律を次のように改めるものとする。

ア 弁済をすることができる者（以下この9において「弁済者」という。）は、次に掲げる事由があったときは、債権者のために弁済の目的物を供託する

ことができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、債権は消滅する。

(ア) 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。

(イ) 債権者が弁済を受領することができないとき。

イ 弁済者が債権者を確知することができないときも、上記アと同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

(2) 民法第497条前段の規律を次のように改めるものとする。

弁済の目的物が供託に適しないとき、その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき、又はその物を供託することが困難であるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。

(3) 民法第498条の規律の前に付け加え、弁済の目的物が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができるものとする。

10 弁済による代位

(1) 任意代位及び法定代位（民法第499条・第500条関係）

【中間試案第22、10(1) → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第3、10(1)「弁済による代位」

(1) 任意代位制度（民法第499条関係）

民法第499条及び第500条の規律を次のように改めるものとする。

ア 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。

イ 弁済をするについて正当な利益を有する者以外の者が上記アにより債権者に代位する場合には、民法第467条を準用する。

(2) 弁済による代位の効果（民法第501条前段関係）

【中間試案第22、10(2) → 第80回会議（部会資料70B）で審議】

○部会資料70B「弁済による代位と求償権との関係」

(1) 複数の保証人間の代位割合を明らかにする規定（中間試案第22、10(2)エ）の要否について、どのように考えるか。

(2) 上記1の規定を設ける場合には、連帯債務者間及び不可分債務者間の代位割合を明らかにする規定を設ける必要があるのではないかとの指摘があるが、このような規定の要否について、どのように考えるか。

(3) 民法第501条第5号に該当する場合における保証人間の求償権の範囲を明らかにする規定の要否について、どのように考えるか。

(3) 一部弁済による代位の要件・効果（民法第502条関係）

【中間試案第22、10(3) → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第3、10(2)「一部弁済による代位の要件・効果（民法第5

02条関係)」

民法第502条第1項の規律を次のように改めるものとする。

- ア 債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使することができる。
- イ 上記アのとおりであっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。
- ウ 上記ア又はイに基づく権利の行使によって得られる担保目的物の売却代金その他の金銭については、債権者が代位者に優先する。

(4) 担保保存義務（民法第504条関係）

(5) 担保保存義務違反の効果（民法第504条関係）

【中間試案第22、10(4) → 第80回会議（部会資料70A）で審議】

○部会資料70A第3、10(3)「担保保存義務（民法第504条関係）」

民法第504条の規律を次のように改めるものとする。

- ア 債権者は、民法第500条の規定により代位をすることができる者のために、担保を喪失又は減少させない義務を負う。
- イ 債権者が故意又は過失によって上記アの義務に違反した場合には、上記アの代位をすることができる者は、その喪失又は減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れる。ただし、その担保の喪失又は減少が代位をすることができる者の正当な代位の期待に反しないときは、この限りでない。
- ウ 上記イによって代位をすることができる者が責任を免れた場合において、その後その者が担保目的物を第三者に譲渡したときは、当該第三者の責任は、上記イにより代位をすることができる者が負担した責任の範囲に限られる。

第8 相殺

1 相殺禁止の意思表示（民法第505条第2項関係）

【中間試案第23、1 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第2、1「相殺禁止の意思表示（民法第505条第2項関係）」

民法第505条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- (2) 当事者は、その意思表示をもって、相殺することができない旨を定めることができる。その意思表示は、悪意又は重大な過失がある第三者に対して、

対抗することができる。

2 不法行為債権を受働債権とする相殺の禁止（民法第509条関係）

【中間試案第23、3 → 第79回会議（部会資料69B）で審議】

○部会資料69B第1「不法行為債権を受働債権とする相殺の禁止（民法第509条関係）」

民法第509条の改正の要否については、相殺禁止の範囲が広範すぎるとして、改正を求める意見がある一方で、中間試案の規律（中間試案第23、3）の内容が不明確であるという点や、被害者保護という趣旨を重視すべきである点を指摘して、改正に反対する意見がある。同条の改正の要否について、どのように考えるか。

3 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺（民法第511条関係）

【中間試案第23、4 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第2、2「支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺（民法第511条関係）」

民法第511条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 債権の差押えがあった場合であっても、第三債務者は、その前の原因に基づいて生じた債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。
- (2) 上記(1)の差押えがあった後に、第三債務者が他人の債権を取得した場合には、その債権が上記(1)の差押え前の原因に基づいて生じたものであっても、これによる相殺は、差押債権者に対抗することができない。

4 相殺の充当（民法第512条関係）

【中間試案第23、5 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第2、3「相殺の充当（民法第512条関係）」

民法第512条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、これと同種の目的を有する債務であって、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思を表示した場合には、当事者間に別段の合意がない限り、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅する。
- (2) 上記(1)の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときは、当事者間に別段の合意がない限り、次の各号の定めるところに従い、充当する。
 - ア 債権者が数個の債務を負担するときは、民法第489条第2号及び第4号を準用する。
 - イ 債権者が負担する一個の債務について元本のほか利息及び費用を支払う

べきときは、民法第491条を準用する。

ウ 上記アに該当する場合において、一個又は数個について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、まず、民法第491条を準用する。この場合において、数個の債務の費用、利息又は元本のうちいずれかの全部を消滅させるのに足りないときは、民法第489条第2号及び第4号を準用する。

(3) 上記(1)の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときも、上記(2)を準用する。

第9 更改

1 更改の要件及び効果（民法第513条関係）

【中間試案第24、1 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第3、1「更改の要件及び効果（民法第513条関係）」

民法第513条の規律を次のように改めるものとする。

当事者が従前の債務に代えて、次に掲げるいずれかの変更をした新たな債務を成立させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によって消滅する。

(1) 従前の債務とは異なる〔給付の内容〕とすること。

(2) 従前の債務者が第三者と交替すること。

(3) 従前の債権者が第三者と交替すること。

2 債務者の交替による更改（民法第514条関係）

【中間試案第24、2 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第3、2「債務者の交替による更改（民法第514条関係）」

民法第514条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。この場合において、更改は、債権者〔又は更改後に債務者となる者〕が、契約が成立した旨を更改前の債務者に対して通知をした時に、効力を生ずる。

(2) 上記(1)により債務者となった者は、その債務を履行した場合であっても、更改前の債務者に対して求償権を有しない。

3 債権者の交替による更改（民法第515条・第516条関係）

【中間試案第24、3 → 第79回会議（部会資料69B）で審議】

○部会資料69B第2「債権者の交替による更改（民法第515条・第516条関係）」

債権者の交替による更改については、債権譲渡に関する規律と整合的な改正をする考え方が取り上げられていることから、その具体的な内容については、債権譲渡に関する規律の検討の際に、併せて検討することとしてはどうか。

4 更改の効力と旧債務の帰すう（民法第517条関係）

【中間試案第24、4】

○中間試案第24、4「更改の効力と旧債務の帰すう（民法第517条関係）」
民法第517条を削除するものとする。

5 更改後の債務への担保の移転（民法第518条関係）

【中間試案第24、5 → 第79回会議（部会資料69A）で審議】

○部会資料69A第3、3「更改後の債務への担保の移転（民法第518条関係）」
民法第518条の規律を次のように改めるものとする。
(1) 債権者は、更改前の債務の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。
(2) 上記(1)の質権又は抵当権の移転は、更改の契約をする以前に更改の相手方に対してする意思表示によってしなければならない。
(3) 上記(1)の質権又は抵当権の移転は、これを設定した第三者の承諾を得なければならない。

第10 契約に関する基本原則

1 契約自由の原則

【中間試案第26、1 → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第1、1「契約自由の原則」
契約自由の原則について、次のような規律を設けるものとする。
(1) 当事者は、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。
(2) 契約は、法令に特別の定めがある場合及び当事者間に別段の合意がある場合を除き、当事者の合意のみによって、成立する。
(3) 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

2 履行請求権の限界事由が契約成立時に生じていた場合の契約の効力

【中間試案第26、2 → 第84回会議（部会資料75A）で審議】

○部会資料75A第1、2「債務の履行が契約成立時に不能であった場合の契約の効力」
契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であった場合の契約の効力について、次のような規律を設けるものとする。
契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったときであっても、契約は、そのためにその効力を妨げられない。

第11 第三者のためにする契約

1 第三者のためにする契約の成立等（民法第537条関係）

【中間試案第31、1 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第5、1「第三者のためにする契約の成立等（民法第537条関係）」

民法第537条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、その当事者の一方に対して直接にその給付を請求する権利を有するものとする。
- (2) 上記(1)の契約は、その締結時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定されていない場合であっても、効力を生ずるものとする。
- (3) 上記(1)の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して上記(1)の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生するものとする。
- (4) 上記(1)の場合において、上記(1)の契約の相手方は、債務者に対し、第三者への債務の履行を請求することができるものとする。

2 要約者による解除権の行使（民法第538条関係）

【中間試案第31、2 → 第77回会議（部会資料67A）で審議】

○部会資料67A第5、2「要約者による解除権の行使（民法第538条関係）」

民法第538条の規律に付け加えて、前記1(3)により第三者の権利が発生した後、債務者が第三者に対する債務を履行しない場合には、前記1(1)の契約の相手方は、その第三者の承諾を得て、契約を解除することができるものとする。